

岩手県告示第612号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局三陸国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和6年12月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 宮古市箱石地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和6年11月25日から令和7年1月31日まで
- 3 実施する公共測量の種類 基準点測量、三次元点群測量及び地形測量